

令和7年度

事業計画書

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

令和7年度 事業計画

令和7年度の我が国を取り巻く事業環境については、令和6年度からの人流回復や円安を背景としたインバウンド需要の一層の回復、所得環境の改善による個人消費の増加等で穏やかな景気回復が続いていくものと期待されている。

貸切バス業界においてもコロナ禍当時に比べれば需要は幾分改善され、インバウンド需要も戻ってきている傾向にはあるが、その一方でエネルギー価格や車両費の高騰、取り分け改善基準告示の改正、所謂『2024 問題』に端を発した深刻な運転者不足等、喫緊の課題が解消されていない状況にあり、需要と供給のミスマッチが懸念されているところである。

また、令和6年度からの点呼記録の録音及び録画による動画保存の義務化等に加え、令和7年度からは(既販車の)デジタル式運行記録計の装着義務化が始まるなど制度改正が行われ、デジタルを活用した新たな安全ルールがスタートし、一層の安全対策の強化が求められることとなった。

このように、未だに厳しい環境が続く中ではあるが、当センターとしても貸切バス事業者が実効性の高いデジタル化を推進するよう巡回指導等を通じてサポートを行い、安全な貸切バスを利用者に安心してご利用頂けるよう環境整備に努めることとしている。

I 令和6年度事業計画の実績

- 1 巡回指導については、令和6年度よりスタートした特定の営業所に対する巡回指導の重点化の実施により、巡回指導員の人員配置等を考慮して再巡回指導等を実施した結果、概ね順調に推移し年度末までには計画どおりの実施が見込まれる。
- 2 負担金については、令和6年度についても分割納付等の措置を取っているが、早めの締め切りを実施する等、負担金の早期納付を促進した結果、令和7年2月現在で対象全事業者の約96%の納付となった。
- 3 旅客からの貸切バス事業者の不適切な対応に関する苦情は1件寄せられ、その内容を確認し適切に処理した。また、貸切バスに関するマナー関係でのトラブルは2件寄せられている。
- 4 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営む行為の防止を図るための啓発活動については、引き続き車内に設置するエチケット袋に啓発メッセージを印字したものを巡回指導時に貸切バス事業者に配布した。
- 5 令和7年3月「地方バス協会との巡回指導に係る合同会議」を開催し、巡回指導を巡る諸課題について協議した。
- 6 全職員の研修として、令和6年7月に日本国内でバスを製造しているジェイ・バス株式会社宇都宮工場を訪問し、バスの製造工程、品質管理の状況等説明を受けた後、生産ラインを見学し、知見を深めることができた。
- 7 令和6年度より、関東運輸局との定例会議(オンライン)を月1回のペースで開催し、巡回指導に関する様々な問題点等について意見交換を行った。

II これからの事業環境について

穏やかな景気回復がみられるとはいえ、貸切バス事業者にとっては引き続き事業経営の厳しい環境が続いているが、人流回復やインバウンド需要の堅調な回復も期待できるので、より一層の安全・安心の確保に向けた取組みの実施が求められて

いる。

令和7年度の巡回指導については、昨年度よりスタートした特定の営業所に対する巡回指導の重点化を引き続き実施して、メリハリのあるきめ細やかな指導を推進することにより、事業者の法令遵守や安全意識の向上を目指す。

負担金の徴収については、貸切バス輸送需要の回復を踏まえ早期の回収に努める。

また、コロナ禍の様な予期しない動向に対して、常に適切な対応がとれるよう当センターの体制整備をしておくことが重要であり、現行体制の下で効率的な運営体制を推進していく。

Ⅲ 令和7年度事業計画基本方針及び個別方針

以上の環境認識を踏まえ、令和7年度は次のように展開する。

1 巡回指導業務

(1) 国土交通省の方針に沿って巡回指導を実施する。

それぞれの事業者の実情に沿った助言等事業者に寄り添う指導を引き続き推進するとともに再巡回指導等を通して運賃・料金等に関するきめ細やかな指導を促進する。

(2) 地方バス協会との連携による、円滑な巡回指導体制を構築する。

(3) 指導員に対する研修等の実施により、資質の向上を図る。

2 負担金取扱業務

引き続きコンパクトで効率的な運営を図ることで、大幅な負担金水準の増加を極力減じるための不断の努力を継続する。

3 総務業務

総務業務については、公益財団法人として関係法令及び定款に基づき評議員会及び理事会を適時開催し、適正に業務を推進する。

また、法定委員会である適正化事業諮問委員会についても適宜開催し、答申結果を踏まえ効果的に業務を執行する。

4 苦情処理業務

旅客からの苦情・要望受付の適切な対応と適正に処理する。

5 公益法人としての体制整備

(1) 現行体制の維持及び整備を進める。

(2) 職員研修の実施及び巡回指導に係る都県各バス協会との合同研修の実施。

(3) 貸切バス事業者の管理者向け講習会の実施。

6 啓発活動及び広報活動

(1) 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営営する行為の防止を図るための啓発活動の実施。

(2) 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動の実施。

(3) 貸切バス事業者の事業の適正化を促進するための啓発活動の実施。

この方針のもと、以下のとおり事業を展開する。

1 巡回指導業務

(1) 巡回指導業務については、国土交通省からの『一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導の実施方法等について』の通達に沿って適切に実施する。

なお、適正化事業の実施にあたっては、関東運輸局及び地方バス協会との連携を図り、効率的で実効性の高い指導体制を構築する。

令和7年度の巡回指導実施計画件数は、以下の表のとおりとする。

巡回指導実施計画数（令和7年度）

区分 月	実施 営業所数 (カ所)	内 訳		実施地区
		センター分 (カ所)	地方バス協会 委託分 (カ所)	
4月	95	45	50	関東運輸局管内
5月	95	45	50	関東運輸局管内
6月	95	45	50	関東運輸局管内
7月	95	45	50	関東運輸局管内
8月	75	35	40	関東運輸局管内
9月	95	45	50	関東運輸局管内
10月	95	45	50	関東運輸局管内
11月	95	45	50	関東運輸局管内
12月	85	35	50	関東運輸局管内
1月	75	35	40	関東運輸局管内
2月	60	30	30	関東運輸局管内
3月	47	25	22	関東運輸局管内
計	1,007	475	532	

- (2) 指導員を各種講演会、セミナー、研修等に参加させる等、職務の執行に係る資質の向上を図る。
- (3) センターが実施する巡回指導業務の一部及びこれに付帯する業務について以下に掲げる団体へ委託する。
- ・一般社団法人東京バス協会
 - ・一般社団法人神奈川県バス協会
 - ・一般社団法人千葉県バス協会
 - ・一般社団法人埼玉県バス協会
 - ・一般社団法人茨城県バス協会
 - ・一般社団法人群馬県バス協会
 - ・一般社団法人栃木県バス協会
 - ・一般社団法人山梨県バス協会
- (4) 地方バス協会との連携
- 地方バス協会より指導員不足等のため当センター指導員の派遣要請があれば、指導員が出向き地方バス協会が行う巡回指導を円滑に実施するなど引き続き協力関係を構築する。
- また、会議や研修会の意見交換等を通して情報の共有化を図る。
- さらに、地方バス協会と合同の巡回指導を実施して、指導の差異の解消に努める。
- (5) IT機器（タブレット、モバイルプリンター、モバイルスキャナー）を活用した効率的な巡回指導を引き続き実施する。

- 2 負担金取扱業務
負担金の大幅な増大を抑制するため、引続きコスト削減を図り、早期にかつ的確に回収できるように努力する。
- 3 苦情処理体制の整備
貸切バス利用者等から寄せられる苦情・要望等の受付業務については、電話及びインターネットで受付し、事業者及び関係団体に受付内容を通知して改善を求めるなど適正な処理を行う。
- 4 公益法人としての体制整備
 - (1) 現行体制を維持・整備し、効果的な運営体制を構築する。
 - (2) 職員を適宜研修等に参加させ資質の向上を図る。
 - (3) 貸切バス事業者や管理者向けにタイムリーな研修、講習会を実施する。
- 5 啓発活動及び広報活動
 - (1) 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動については、引き続き車内に設置するエチケット袋に啓発メッセージを印字したものを巡回指導先の貸切バス事業者に配布し活用していただく。
 - (2) 重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、妨害運転、過労運転、速度超過等を防止するため、関係機関等と連携を図りながら啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図る。
 - (3) 事業者の安全意識の醸成するため、また適正な経営を進めていくための講習会等を適宜計画実施する。